

## 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

手話とは、言葉を手や指、体などの動きや顔の表情で伝える独自の語彙や文法体系をもつ言語であり、聴覚障害者にとって、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段となっている。

国内において手話は、歴史的に長い間、ろう学校で禁止され、社会では使うことで差別されてきたが、平成18年12月に国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択された。平成20年5月に発効した同条約の第2条には、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうと定義され、手話は言語であることが明記された。これを受け、国は、条約の批准に向けた法整備を進め、平成23年8月に成立した改正障害者基本法第3条第3号に「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、情報保障施策を義務づけた。その後、国は、その他関係法制度の整備を行い、平成26年1月に条約を批准した。

よって、国においては、次の事項を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

- 1 手話が音声言語と対等な言語であることを積極的に国民に広めること。
- 2 聴覚に障害のある子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境を整備すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 9月26日

東松島市議会議長 滝 健 一

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
厚生労働大臣	塩崎	恭久	様